





並柳宿舍A棟給湯器取替工事

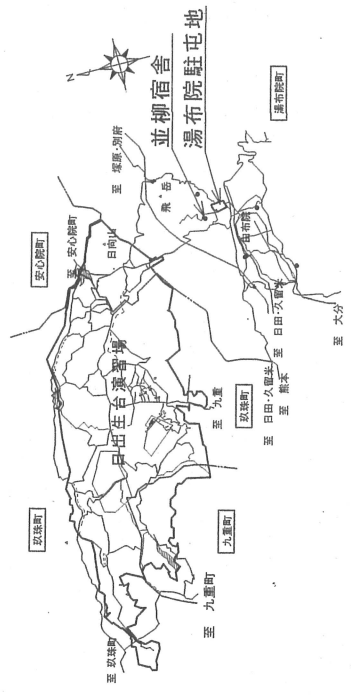
並柳宿舍A棟給湯器取替工事			
件名	並柳宿舍A棟給湯器取替工事		
図面名称	表紙		
図面番号	1/3	作成月日	R4.9.14
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財
			
			施設管理
			工事企画
湯布院駐屯地業務隊 管理科 営繕班			

仕様書

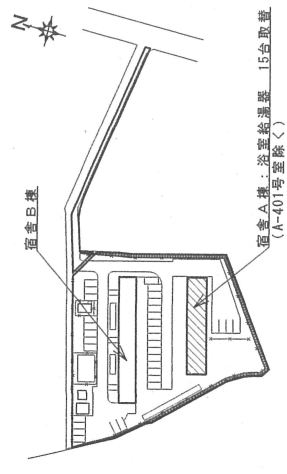
- 1 工事件名：並柳宿舎A棟給湯器取替工事
- 2 工事場所：大分県由布市湯布院町川上618-3 並柳宿舎
- 3 適用範囲：本設計図書は、「並柳宿舎A棟給湯器取替工事」において適用する。
- 4 工事概要：本工事は、ガス給湯器の取替を実施する。
ガス給湯器 15台、その他一式
- 5 一般共通事項
 - (1) 本役務は、本仕様書・図面に記載なき事項及び用語の定義については、以下によるものとする。
 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】
 ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - (2) 本仕様書・図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。
 - (3) 写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（A4）に整理し提出する。
 - (4) 工事場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止するものとする。
 - (5) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わねばならない。現場に置いては常に整理整頓を行う。また、災害等においては自らの責任を負うものとする。
 - (6) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合または施設等を破損した場合で、その原因が本役務に係わると認められた場合、請負者が補償・賠償の責を負うものとする。
 - (7) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし監督官の検査を受け、合格品を使用するものとする。
 - (8) 本工事により発生した発生材（金属屑類）は、駐屯地指定の発生材調書と共に監督官に引き継ぎ、監督官の指示する場所に集積するものとし、金属屑類以外の発生材は請負業者の負担において駐屯地外へ搬出・適正に処分し、マニユフェストの写し（E票）を提出するものとする。
 - (9) 本工事における工事用電気、水道等の確保については、請負業者が準備すること。また、施設内の各種設備の使用については、原則禁止とし、これにより難しい場合は、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。
 - (10) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

6 特記事項

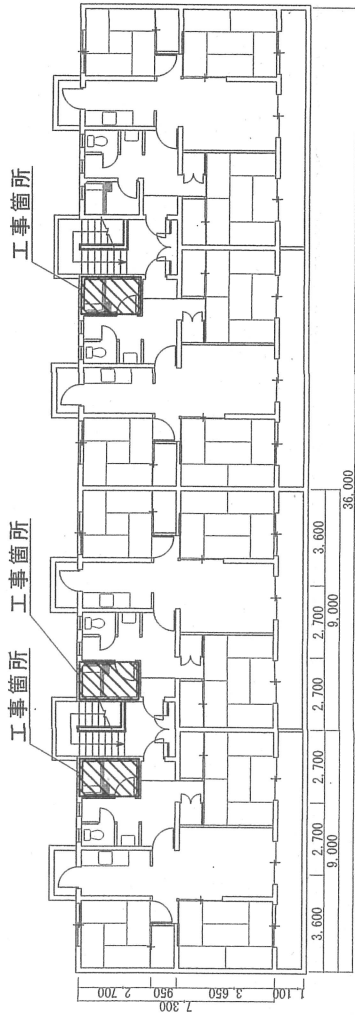
- (1) 本作業前に液化石油ガス設備士の免状の写しを提出するものとする。
- (2) 新設する給湯器は、ノーリツ製GTS-164A同等品以上とし他社製品等を使用する場合は、事前に監督官の承認を得るものとする。
- (3) ガス器具設置後、漏洩検査を実施するものとする。
- (4) 給湯器取替終了後、試運転を実施するものとする。



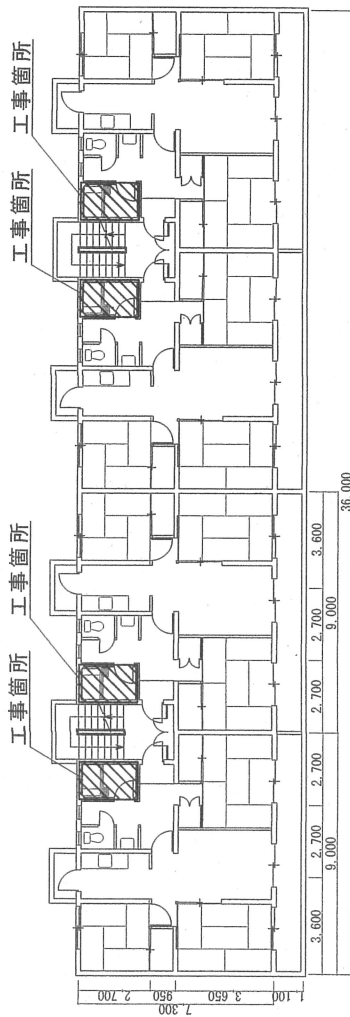
案内図 S=1:X



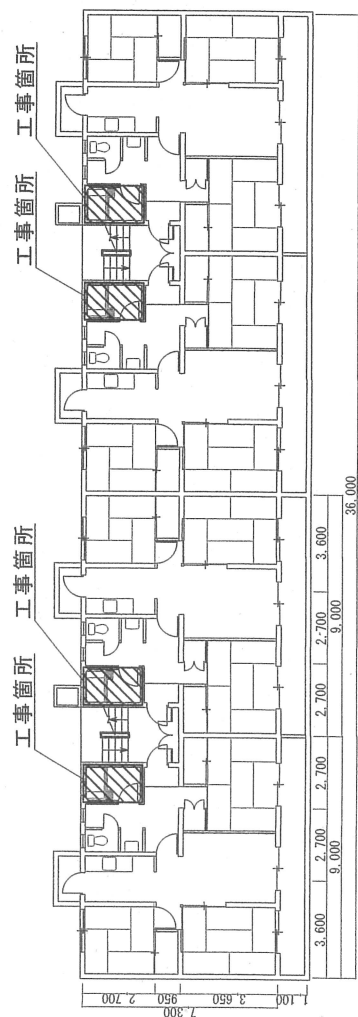
並柳宿舎配置図 S=1:2,000



並柳宿舎A棟(4階)平面図 S=1:200



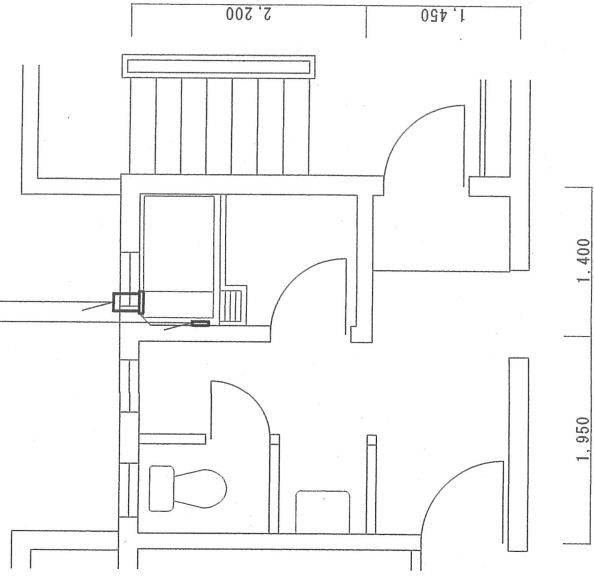
並柳宿舎A棟(2・3階)平面図 S=1:200



並柳宿舎A棟(1階)平面図 S=1:200

浴室リモコン取替 各戸1式

給湯器取替 各戸1台
/177製 GTS-164A 同等品



並柳宿舎A棟(1~4階)詳細図 S=1:50